

健康企業宣言への参加について(Q&A)

質問	回答
健康企業宣言に取り組む企業に条件(基準)があるのですか。	健康保険組合に加入している事業所等を一つの「企業」として健康づくりに取り組むものです。したがって、加入事業所の被保険者数、設立の形態(法人、団体及び個人事業所等)は問いません。
「健康企業宣言」は健康保険組合の加入事業所を単位として行うということですが「一括適用事業所」においては、承認前の事業所を単位として行うことは可能ですか。	健康企業宣言の取り組みにあたっては、加入事業所単位で行うこととなります。したがって、一括適用事業所を「1企業」として取り組むこととなります。
「健康企業宣言」は誰が行うのですか。	「健康企業宣言」は、事業主が健康づくりに取り組む姿勢を宣言するものです。今回の取組は、事業主のリーダーシップが重要であり、自らが、企業の健康づくりの現状を確認し、その課題に取り組む必要があります。
「従業員」とはどの範囲までを指すのですか。	「健康企業宣言」でいう「従業員」とは、労働基準法で規定された「使用者の指揮命令を受けて労働し賃金を支払われる者」のことを指します。通常の労働者その他、常時使用される短時間労働者(契約職員やパート勤務者)を含みます。
「健康企業宣言」に取り組むにあたって、従業員の同意が必要ですか。	「健康企業宣言」は、事業主が宣言するもので従業員等の同意は必要ありません。しかしながら、企業の健康づくりに、事業主と従業員が連携して取り組むことが重要と考えております。
健康保険組合に加入する事業所は必ず「健康企業宣言」をしなければいけないのですか。(義務ですか)	「健康企業宣言」は義務ではありませんが、「宣言」を機会に職場の健康づくりに取り組むことにより、従業員の健康増進につながるものと考えます。
「健康企業宣言」に参加するための手順、手続はどうなりますか。	<p>「健康企業宣言」への参加を検討・希望する場合、次の手順により手続をお願いします。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 事業主自ら、「健康企業宣言チェックシート Step1(以下、「チェックシート1」という)に基づいて職場の健康づくりの現状を確認 ② ①により「取組む課題」を決定 ③ 健康企業宣言システムから新規事業所登録及び健康企業宣言Step1の申込を行う ④ 健保組合、健保連東京連合会が承認後、事業所サイトにStep1宣言の証が表示される <p>●健康企業宣言システム新規事業所登録用サイト</p>
健康企業宣言を行い、健康づくりに取り組むとのことだが、具体的にはどのようなことに取り組むのですか。	<p>健康企業宣言した企業(事業主)は、従業員等の健康づくりに関し、まず、次の事項に取り組んでいただきます。</p> <p>ステップ1(銀の認定証)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 健診(特定健診・事業者健診等の推進) ② 健診結果の活用(特定保健指導・重症化予防の推進) ③ 健康づくりの推進(具体的な取組としては一職場環境、食、運動、禁煙、心の健康) <p>ステップ2(金の認定証)</p> <p>ステップ1で取組んでいた事項に併せて、次の事項にも取り組んでいただきます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ④ 健康管理・安全衛生活動の推進 ⑤ メンタルヘルス対策の推進 ⑥ 過重労働防止の取り組みの実施 ⑦ 健康経営の推進 ⑧ 感染症対策
「健康企業宣言」への参加を検討していますが、費用(お金)はかかりますか。	健康企業宣言の参加にあたって、費用はありません。
健康企業宣言に参加したが、達成できなかった場合にはどうなるのですか。	達成基準を満たさなかった場合でも、「健康企業宣言実施結果レポートStep1」を提出することにより、改めて「宣言の証」が交付されますので、継続して取組みましょう。もし、取組みが継続してできなかった場合、辞退届けを提出することで中止することができます。